

地域母子保健サービスの充実に関する研究

中村 泰三（埼玉県小児保健協会会長）

1. 育児知識の普及

育児知識の普及のため、現在育児教室（学級）が地域でもたれているが、そこでの教育内容は、「沐浴のさせかた」「授乳の方法」「離乳食の与えかた」などの育児技術が主要なものとなっている。家族構成員が少数となっている現在の家庭構造から察すれば、これらの知識の伝達は今後とも必要と考えられるが、それと共に子どもの成長発達にともなって、親は子どもに対してどのように理解し、介護援助すべきであるのか、小児の精神発達とそれに対応した適確な育児のありかたの教育が必要であると思われる。

さらに育児教育は、乳児期のみにとどまらず、精神保健の観点から幼児期あるいはもっと年長の時期に至るまでの心の発達のすじ道を理解させ、順調な親子分離と自立へ導くような学習の機会がのぞまれる。特に3才までの育児教育（学習）については重要なものとして考えたい。

育児教育の対象は母親を第一に考えるべきことは変わらぬことであろうが、最近の研究からは母子相互作用と共に父子相互作用の重要性も指摘されており、父親の育児上の重要性も考慮されなければならない。また女性の社会進出にともない、昼間の育児担当者として祖父母が主要な役割を果たしている場合が多くなりつつある。これらを対象とした育児知識の普及も、充分考慮されなければならない。

2. 母子保健要員の教育研修

地域における医師数の増加が見込まれているが、医師過疎地が急速になくなるものとは思われないし、小児科専門医が特に増加するとも考えられない。小児科医を欠く地域や、歯科医の不足地域はなお続いている存在するものと思われる。

現状においても、乳幼児集団健診に際して健診チームに参加している医師は、小児科医よりもむしろ他科医師の場合が比率が高く、これら

の医師の参加によって健診が支えられているといっている。従って小児科医が参加した場合と、他科医師の参加した場合では、疾病発見率は著しく異っている。育児上の問題点発見についてみれば、さらに差は大きくなることになる。その向上をはかるためには、少くとも健診に参加する医師に対して、乳幼児健診についての研修教育が必要であり、地域小児科医を中心とした学習の充実がのぞまれる。

また育児知識を充実し、健診上の見逃しを防ぎ、小児科医活動の不足分を補う上で、母子保健担当要員の教育研修の充実を期すべきであろう。小児保健専攻の保健婦の養成も必要である。

3. 乳幼児健診に関して

1カ月児健診については、現状では産科医の健診が大部分を占めている。この場合産科医の健診は母親の産後健診に主力が注がれがちで、1カ月児に対する健診は必ずしも充実しているとは言えない面がある。可能な限り1カ月児を小児科医が診査することがのぞまれるが、少くとも1カ月児の健診結果については、保健所において把握されるようなシステムの設定が要求される。

4カ月、1年6カ月、3才児については、法定の健診とし、集団健診の形式をとるべきであろう。総合的な健診の機会は、今後も残した方が利点も多いと考える。さらにこの場合なるべく小児科医の参加した健診チームづくりがのぞまれ、可能であれば眼科医、耳鼻咽喉科医、整形外科医、心理判定員などの参加した、充実した診査と相談の場が設定されれば、より理想的なものとなるのではないか。

乳児期後半の9カ月児および就学前5才児については、委託方式でよいか健診の機会を設けるように、明確な位置づけがのぞまれる。

過疎地においては、健診の年間回数が少く、小児科医による健診の得られない地域もある。また町においても歯科医が1人しかいないため、健診の困難な問題と共に、発見された異常者の措置に行きづまりを来たしている例もある。保健所を中心とした巡回健診によって、これらの欠点を補うことも考える必要がある。

4. 母子健康手帳について

母子健康手帳の利用は、予防接種欄を除いて3才児の段階でストップしてしまう傾向が強い。できうれば、次代母性へつなぐような長期間利用でき、少しでも自分で記入し記録をとどめうる手帳でありたい。

5才児健診が設定されれば、利用度は幾分向上するようと思われる。就学時健診に際して、この手帳に記入するような工夫と統一した利用が行われるようになることがのぞまれる。

学校保健との関連については、プライバシーの問題から種々困難な点が指摘されているが、乳幼児期の貴重な記録が学校保健の場に何等役立てられないとすれば、これこそ問題であり、是非これが生かされるよう配慮すべきである。

義務教育期間中の定期健康診断の記録、予防接種記録だけでも記入できるページを設け、その都度自分で記入すれば、貴重さを増すのではなかろうか。小学校から中学校へ進学の際や、転校に際して、健康診断個人票の転送はあるが、予防接種の状況の把握が不充分であり、特にツベルクリン反応の陽転時期は、本人にも家族にも不明となっていることが多い。

5. 母性手帳案について

母性手帳の案については、母子健康手帳の充実を考え、混乱と重複をさけるようにすべきである。

若年妊娠に際しても母子健康手帳の交付は行われるべきであろうから、男女の区別なく、健康は自分で守るという自覚をもたせるための手帳でありたい。

若し作製するとなれば、国民健康手帳(仮)として、義務教育終了時点あるいは20才の成人式を節目としてこれをもち、母子健康手帳とつなぐことも考えられる。高年齢に至っては、老健法による手帳がこれにつながるように考えたい。